

新旧対照表

横浜市景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第2章 みなとみらい2 1 中央地区における景観計画

改正前	改正後
<p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(2) みなとみらい大通り沿道地区の景観形成基準<高さ></p> <p>みなとみらい大通り沿道地区内でみなとみらい大通りに面する敷地においては、超高層建築物が集積する風格ある沿道景観とするため、建築物の高さを60m以上とするものとする。ただし、<u>敷地面積が2,500㎡未満で、極端に低層ではなく周辺の景観と調和していると市長が認めるもの又は暫定土地利用施設、建築物に附属する小規模施設等は、この限りでない。</u></p>	<p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(2) みなとみらい大通り沿道地区の景観形成基準<高さ></p> <p>みなとみらい大通り沿道地区内でみなとみらい大通りに面する敷地においては、超高層建築物が集積する風格ある沿道景観とするため、建築物の高さを60m以上とするものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</u></p> <p>ア 敷地面積が2,500㎡未満で、極端に低層ではなく周辺の景観と調和していると市長が認めるもの</p> <p>イ 暫定土地利用施設</p> <p>ウ 建築物に附属する小規模施設等</p> <p>エ <u>街区(道路又は公園で囲まれた一団の土地をいう。以下同じ。)全体で沿道景観の形成を図るものとして、市長が超高層建築物敷地(みなとみらい大通りに面する敷地のうち、街区全体での沿道景観の形成のために建築物の高さを60m以上とする敷地をいう。以下同じ。)を指定した街区内において、超高層建築物敷地以外の敷地に存する建築物で、高さが31m以上のもの</u></p>